

◆容器包装プラスチックの分別について

容器包装プラスチックは、国の容器包装リサイクル法という法律に基づいて資源化処理をしています。

容器包装プラスチックの収集及び中間処理に係る費用については、自治体の負担ですが、資源化処理にかかる費用については、企業が 99%負担しており、自治体の負担は 1%になります。

資源化の対象となる容器包装プラスチックは、プラマークを表示するように定められており、本市が分別しているものはプラマークがついたものに限定しています。

毎年入札により資源化ルートが決まるため、成果物は毎年異なりますが、パレット等に資源化されています。平成 24 年度は川崎市の昭和電工が資源化処理をしています。

本市では、容器包装プラスチックを年間約 2,000t 収集しており、そのうち 98%以上を資源化処理しています。

2,000t が焼却されずに資源化処理されていることは環境負荷の観点にとどまらず、今泉クリーンセンターの焼却停止に向けて、現在の焼却量から 1 万トン削減しなくてはならない本市にとって有効です。

容器包装プラスチック以外のプラスチックを同一ルートで資源化処理をすることはできませんが、焼却量をさらに削減するために、容器包装プラスチック以外のプラスチックについても資源化処理をすることを検討しています。